

札幌中央基署発 0831 第 2 号
札幌東基署発 0831 第 2 号
令和 3 年 8 月 31 日

労働災害防止団体等 各位

札幌中央労働基準監督署長



札幌東労働基準監督署長



令和 3 年度 全国労働衛生週間（第 72 回）の実施について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、国民の労働衛生意識の高揚と、事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図ることを目的として、全国労働衛生週間を実施しており、今年度は、全体（主）スローガンを、

「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」

として、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、副スローガンを、

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

として、9月の1か月間を準備期間、10月1日から7日までを本週間として実施いたします。

つきましては、この週間を契機として、関係者全員が労働衛生管理の重要性について再確認し、全員参加の活動が図られますよう、傘下会員に対して周知、御指導をよろしくお願い申し上げます。

事業者の皆さまへ

第72回 全国労働衛生週間

令和3年10月1日(金)～7日(木) [準備期間:9月1日～30日]

〈全国労働衛生週間スローガン〉

向き合おう！ 心とからだの 健康管理

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目になります。また、今年「全国労働衛生週間」を契機に、職場における新型コロナウイルス感染症防止に取り組む事業場が活用しやすいよう、「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」を副スローガンとして決めました。

各職場においては下記の様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行う

※ 詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
- ・労働災害予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくり
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙防止対策
- ・治療と仕事の両立支援対策
- ・職場の腰痛の予防対策
- ・職場の熱中症予防対策の推進
- ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

準備期間に実施する事項（重点事項）（要綱より抜粋）

過重労働による健康障害防止	<ol style="list-style-type: none"> ① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ② 事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③ 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底 ④ 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ⑤ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
メンタルヘルス対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 ② 衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③ 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④ 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ほか
職場における新型コロナウイルス対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底 ② 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストを活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
高齢労働者の健康づくり	<ol style="list-style-type: none"> ① 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に沿った取組の実施 ② 高齢労働者の安全衛生対策に関する支援（エイジフレンドリー補助金等）の活用 ほか
化学物質による健康障害防止対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 中小規模事業場を中心とした特別規則の遵守の徹底、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進 ② 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ③ SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ④ ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進 ② 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等ばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底 ③ 石綿ばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ② 受動喫煙の健康への影響に関する理解を固めるための教育啓発の実施 ③ 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
治療と仕事の両立支援	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ② 研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③ 相談窓口などの明確化 ④ 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤ 治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	<ol style="list-style-type: none"> ① 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ② 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進

準備期間に実施する事項（その他）（要綱より抜粋）

労働衛生3管理の推進など

作業の特性に応じた取組の推進

東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の情報や支援体制等をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています



<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する、法令・通知・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットをはじめとした、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

（職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

厚生省 職場の感染対策

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革

検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組み事例、相談支援機関、シンポジウム等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html



【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業

職場 受動喫煙

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

溶接ヒューム等ばく露防止対策

屋内で継続してアーク溶接作業を行う作業場に対してばく露防止対策のための測定実施の支援をしています。

（有害物ばく露防止対策補助金申請↓）

<http://www.zeneiren.or.jp/hazardous/index.html>



有害物ばく露防止対策補助金

検索

高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html



高齢労働者

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

札幌中央基署発 0901 第2号

札幌東基署発 0901 第2号

令和3年9月1日

関係団体各位

札幌中央労働基準監督署長



札幌東労働基準監督署長



死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請について

日頃より、労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北海道における本年7月末現在(速報値)の労働災害の発生件数は、死亡者数26人、休業4日以上之死傷者数は4,083人と前年同期に比べ、死亡者数が4人増加、死亡者を含む休業4日以上之死傷者数が726人増加と前年を上回っております。この中には、新型コロナウイルス感染症による労働災害が13.9%含まれておりますが、これを除いても前年同期を4.7%上回っている状況です。

特に死亡労働災害については、5月に4人、6月に6人、7月に8人の方が亡くなり増加傾向にありますが、札幌中央労働基準監督署と札幌東労働基準監督署管内において7月に3人の方が亡くなり、更に8月に入っても1人の方が亡くなっています。

このような状況の中、死亡労働災害の撲滅をはじめ、労働災害の増加に歯止めをかけるため、今般、厚生労働省北海道労働局長より別添のとおり「死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請」が発出されましたので、当該取組について、貴団体の傘下会員事業場に周知いただきますよう、要請いたします。

死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請

北海道における死亡労働災害をはじめとする労働災害防止の対策については、労使の皆様をはじめとして、労働災害防止団体等、関係各位の御協力の下、取り組んでいるところです。

令和3年7月末現在の北海道の労働災害発生状況は、死亡者数は26人、死亡者を含む休業4日以上之死傷者数は4,083人と対前年に比べ、死亡者数で4人増加、死亡者を含む休業4日以上之死傷者数で726人増加(21.6%)と前年を大幅に上回っており増加傾向にあります。

死亡労働災害では、墜落・転落災害が7件、はさまれ・巻き込まれ災害が6件となっており、トラクターショベルやドラグショベルの車両系建設機械、移動式クレーン、フォークリフト、トラック等運搬機械、トラクター、大型草刈り機、グラップルソー等一般動力機械などの自走する機械の転落、接触等の災害が発生しております。

また、保護帽の未着用、無資格運転、立入禁止の不徹底、誘導員の未配置などの初歩的な要因が散見されています。

つきましては、事業者の皆様には、死亡労働災害撲滅及び労働災害減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検し、以下の取組を徹底していただきますよう、緊急に要請いたします。

- 1 企業トップをはじめとする安全衛生管理の責任者が自らパトロールを実施するなど、法令で定められた機械に関する作業において作業計画、転落防止、接触防止対策等の措置の総点検を実施すること
- 2 事業場の安全衛生管理体制を確立するため、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等にその職務を確実に実施し、活動結果について安全衛生委員会等で検討し、改善点について速やかに対応すること
- 3 雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底するなど、労働者の危険に対する意識、安全確保に対する意識を高めること

令和3年8月20日

厚生労働省

北海道労働局長 上田 国土